

令和 4 年

第 3 回赤穂市教育委員会提出議案

日 時 令和 4 年 3 月 3 1 日 (木) 午前 1 0 時

場 所 赤穂市役所第 2 庁舎第 2 会議室

赤穂市教育委員会

令和4年第3回赤穂市教育委員会提出議案一覧表

- | | |
|--------|---------------------------------------------|
| 報告3 | 赤穂市文化活動激励金交付要綱の制定について |
| 第9号議案 | 担当課長及び担当係長の分掌事務並びに職能を定める規程の一部を改正する規程の制定について |
| 第10号議案 | 赤穂市学校給食費食材支援事業補助金交付要綱の制定について |
| 第11号議案 | 赤穂市文化財保護連絡員の委嘱について |
| 第12号議案 | 赤穂市教育委員会人事異動について |
| その他 | 問題行動、いじめ・不登校の状況について |

赤穂市文化活動激励金交付要綱の制定について

赤穂市文化活動激励金交付要綱の制定について、下記のとおり報告する。

令和 4 年 3 月 3 1 日 提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

記

赤穂市文化活動激励金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、市民の文化活動において全国規模以上の大会に出場若しくは出品する個人又は団体を対象に、激励金を交付することにより、本市の文化振興を促進することを目的とする。

(対象となる分野)

第 2 条 激励金の交付対象となる分野は、次に掲げる分野とする。

- (1) 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次号に規定するメディア芸術を除く。）
- (2) 映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
- (3) 雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の日本古来の伝統的な芸能
- (4) 講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（前号に規定する伝統的な芸能を除く。）
- (5) 茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化活動
- (6) 囲碁、将棋その他の国民的娯楽
- (7) その他前各号に掲げるもののほか、市長が特に認める分野

(対象となる大会)

第 3 条 激励金の交付対象となる大会は、前条各号に定める分野のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、交流、親睦又は営利を主な目的とする大会は除く。

- (1) 国内の選考会若しくは予選会を経て日本の代表若しくはこれと同等以上の者（主催者等から予選を免除された者を含む。）として出場又は出品する国際大会
- (2) 県若しくはこれに準ずる区域を超える規模の選考会若しくは予選会を経て兵庫県代表若しくはこれと同等以上の者（主催者等から予選を免除された者を含む。）として出場又は出品する国、都道府県又は都道府県教育委員会

が主催、共催又は後援をする全国規模の大会

(3) その他市長が特に認める大会

(交付対象者)

第4条 激励金の交付を受けることができる者は、前条の大会に出場又は出品登録された者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 市内に住所を有する者又は市内に通勤若しくは通学する者

(2) 本市において義務教育課程に在籍したことがある市外在住の中学生、高校生又は大学生（高等専門学校生、短期大学生及び大学院生を含む。）で、保護者又はこれに代わる者が市内に住所を有する者

(3) 市内の団体（市内にその活動の主たる拠点を置いている団体をいう。）

(4) その他市長が特に認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、激励金を支給しない。

(1) 文化活動を生業としている者

(2) 他の市区町村から同様の目的で激励金の交付を受けた者

(激励金の額)

第5条 激励金の額は、別表に定める額とし、同一年度において1回の交付を限度とする。

(交付申請)

第6条 激励金の交付を受けようとする者は、赤穂市文化活動激励金交付申請書（様式第1号）に、次の書類の一部又は全部を添えて、出場又は出品する大会の開催日までに、市長に提出するものとする。

(1) 予選大会の要項及び結果の写し

(2) 全国大会等の要項及び出場又は出品が確認できる書類の写し

(3) 出品作品等の写真又はその写し

(4) その他市長が必要と認める書類

2 激励金の交付申請は、同一大会につき1回限りとする。ただし、同じ団体において構成員の8割以上が入れ替わっている場合は、この限りでない。

3 同一大会において、個人及び団体の両方で出場又は出品する場合は、いずれか一方の区分で申請するものとする。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは赤穂市文化活動激励金交付決定通知書（様式第2号）により交付を決定し、通知するものとする。

(激励金の請求)

第8条 前条の規定により交付の決定を受けた者は、赤穂市文化活動激励金請求書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(結果報告)

第9条 激励金の交付を受けた者は、赤穂市文化活動激励金結果報告書（様式第4号）に次の書類の一部又は全部を添えて、大会終了後1か月以内に市長に提出するものとする。

- (1) 全国大会等の結果が確認できる書類の写し
- (2) 出品作品等の写真又はその写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(激励金の返還)

第10条 市長は、激励金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、既に交付している激励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 大会への出場又は出品を中止したとき。
- (2) 偽りその他不正な方法により、激励金の交付を受けたとき。
- (3) その他市長が不適切と認めたとき。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、激励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

	激励金の額	
	個人	団体
国際大会	1人につき2万円。	出場者数に2万円を乗じて得た額。ただし、10万円を上限とする。
全国規模の大会	1人につき1万円。ただし、団体出場の場合は5,000円とする。	出場者数に5,000円を乗じて得た額。ただし、5万円を上限とする。

様式第1号（第6条関係）

赤穂市文化活動激励金交付申請書	
年 月 日	
赤穂市長 宛	
申請者	
住所	
氏名	
連絡先	
赤穂市文化活動激励金交付要綱第6条の規定により、激励金の交付を受けたいので申請します。	
分野	
大会名	
部門等	
開催期間	年 月 日（ ） ～ 年 月 日（ ）
開催場所	
(ふりがな) 出場・出品者氏名 (団体名又は学校名)	※団体の場合、名簿を添付のこと。
保護者 (未成年（高等学校等在学中 の18歳を含む。）の場合)	住所
	氏名
市長訪問	希望する ・ 希望しない
市広報への掲載希望	希望する ・ 希望しない

※添付書類

- (1) 予選大会の要項及び結果の写し
- (2) 全国大会等の要項及び出場又は出品が確認できる書類の写し
- (3) 出品作品等の写真又はその写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(別紙)

団体名又は学校名		
代表者	(住所) 〒	
	(氏名)	
	(連絡先)	
	出場・出品者	保護者 (未成年(高等学校等在学中の18歳を含む。)の場合)
1	住所: ふりがな: 氏名:	住所: 氏名:
2	住所: ふりがな: 氏名:	住所: 氏名:
3	住所: ふりがな: 氏名:	住所: 氏名:
4	住所: ふりがな: 氏名:	住所: 氏名:
5	住所: ふりがな: 氏名:	住所: 氏名:
6	住所: ふりがな: 氏名:	住所: 氏名:
7	住所: ふりがな: 氏名:	住所: 氏名:
8	住所: ふりがな: 氏名:	住所: 氏名:
9	住所: ふりがな: 氏名:	住所: 氏名:
10	住所: ふりがな: 氏名:	住所: 氏名:

※出場・出品者の記入は本人によるものとする。

第 号
年 月 日

様

赤穂市長



赤穂市文化活動激励金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった赤穂市文化活動激励金交付申請について、赤穂市文化活動激励金交付要綱第7条の規定により申請内容を審査した結果、次のとおり決定したので通知します。

申請者氏名 (団体名又は学校名)	
決定区分	<input type="checkbox"/> 交付する <input type="checkbox"/> 交付しない
大会名	
交付決定金額	円
交付しない場合、その理由	

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

赤穂市長 宛

請求者

住 所 _____

氏 名 _____

連絡先 _____

赤穂市文化活動激励金請求書

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった赤穂市文化活動激励金について、赤穂市文化活動激励金交付要綱第8条の規定により次のとおり請求します。

請 求 金 額 _____ 金 _____ 円

激励金振込先

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		本・支店コード	
口座番号			
(ふりがな)			
口座名義人			

様式第4号（第9条関係）

赤穂市文化活動激励金結果報告書	
年 月 日	
赤穂市長 宛	
報告者	
住所	
氏名	
連絡先	
赤穂市文化活動激励金交付要綱第9条の規定により、大会結果を次のとおり報告します。	
分野	
大会名	
部門等	
開催期間	年 月 日（ ） ～ 年 月 日（ ）
開催場所	
（ふりがな） 出場・出品者氏名 （団体名又は学校名）	※団体の場合、名簿を添付のこと。
保護者 （未成年（高等学校等在学中 の18歳を含む。）の場合）	住所
	氏名

※添付書類

- (1) 全国大会等の結果が確認できる書類の写し
- (2) 出品作品等の写真又はその写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

第9号議案

担当課長及び担当係長の分掌事務並びに職能を定める規程の一部を
改正する規程の制定について

担当課長及び担当係長の分掌事務並びに職能を定める規程の一部を改正する
規程を次のとおり制定したい。

令和4年3月31日提出

赤穂市教育長 尾上慶昌

記

担当課長及び担当係長の分掌事務並びに職能を定める規程の一部を
改正する規程

担当課長及び担当係長の分掌事務並びに職能を定める規程（平成17年赤穂
市教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

担当参事、担当課長及び担当係長の分掌事務並びに職能を定める規程
本則中「担当課長」を「担当参事、担当課長」に改める。

第2条の表中

「

担当課長	市史編さんに係る分掌事務
------	--------------

」

を

「

担当参事	文化とみどり財団に係る分掌事務
担当課長	幼児教育の指導助言及び企画調整に係る分掌事務
	市史編さんに係る分掌事務

」

に改める。

付 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

第10号議案

赤穂市学校給食費食材支援事業補助金交付要綱の制定について

赤穂市学校給食費食材支援事業補助金交付要綱を次のとおり制定したい。

令和4年3月31日提出

赤穂市教育長 尾上慶昌

記

赤穂市学校給食費食材支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、赤穂市立学校給食センター（以下「給食センター」という。）が提供する学校給食に係る学校給食費の一部（食材費高騰に伴う影響額）を補助することにより、園児、児童又は生徒（以下「児童等」という。）の保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援を推進することを目的として市が交付する赤穂市学校給食費食材支援事業補助金（以下「補助金」という。）について、赤穂市補助金等交付規則（昭和63年赤穂市規則第4号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保護者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。
- (2) 対象児童等 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記載されている者で、市内に住所を有し、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 給食センターが給食を提供する幼稚園、小学校又は中学校に在籍している児童等
 - イ 給食センターが給食を提供する赤穂特別支援学校の小学部又は中学部に在籍している児童又は生徒
- (3) 給食費管理者 赤穂市学校給食会をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、対象児童等の保護者で、住民基本台帳法に基づく本市の住民基本台帳に記載され、市内に住所を有している者と

する。ただし、国又は地方公共団体の負担において、学校給食費の給付を受けている場合は、この限りでない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、学校給食費1食当たり13円とし、これに学校給食の年間実施回数に乗じて得た額とする。

(事務手続等の委任)

第5条 補助金の目的等に鑑み、補助対象者の申請手続に係る負担軽減及び事務の簡素化を図り効率的に運用するため、補助対象者は、補助金の申請及び受領等一切の事務手続に関する権限を給食費管理者に委任する。

(交付申請)

第6条 前条の委任を受けた給食費管理者（以下「受任給食費管理者」という。）は、規則第4条の補助金等交付申請書を市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請書を審査し、交付の適否を決定するものとする。

(交付の方法等)

第8条 補助金は、受任給食費管理者に対し交付するものとする。

2 受任給食費管理者は、交付を受けた補助金を、補助対象者の負担する学校給食費の一部に充てるものとする。

(概算払)

第9条 市長は、受任給食費管理者に対する補助金の交付に際し、特に必要があると認めるときは、概算払により交付することができる。

(実績報告)

第10条 補助金の交付を受けた受任給食費管理者は、規則第10条の補助事業実績報告書を市長に提出しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

第 1 1 号議案

赤穂市文化財保護連絡員の委嘱について

本市文化財保護連絡員より辞任したい旨の申出があったので、その後任として赤穂市文化財保護連絡員設置要綱（平成 2 年赤穂市教育委員会訓令甲第 4 号）第 2 条の規定により、下記の者を赤穂市文化財保護連絡員に委嘱したい。

令和 4 年 3 月 3 1 日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第 5 条第 1 項第 2 号の
附属機関の委員の委嘱又は任免に関する事件に該当するため非公開

第 1 2 号議案

赤穂市教育委員会人事異動について

赤穂市教育委員会の人事異動について、別紙のとおり発令したい。

令和 4 年 3 月 3 1 日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第 5 条第 1 項第 1 号の
市委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の身分取扱
に関する事件に該当するため非公開

その他

問題行動、いじめ・不登校の状況について

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第7号の
会議の公開が不相当である事件に該当するため非公開

令和4年第3回定例教育委員会教育長活動報告

日	曜日	事 項
2/19	土	
20	日	
21	月	市議会定例会 新型コロナウイルス対策本部会議
22	火	市議会定例会
23	水	天皇誕生日
24	木	
25	金	
26	土	
27	日	
28	月	市議会定例会
3/1	火	
2	水	
3	木	市長ヒアリング
4	金	部長会議 部内会議 交通安全協会新1年生安全グッズ贈呈式
5	土	
6	日	
7	月	市議会定例会
8	火	市議会定例会
9	水	坂越中学校卒業式
10	木	定例校長会 定例園・所長会
11	金	
12	土	
13	日	
14	月	総務文教委員会
15	火	
16	水	
17	木	忠臣蔵浮世絵国際シンポジウム実行委員会
18	金	部長会議 坂越幼稚園修了式 臨時教育委員会
19	土	
20	日	
21	月	
22	火	
23	水	高雄小学校卒業式
24	木	市議会定例会
25	金	坂越保育所修了式
26	土	
27	日	
28	月	
29	火	
30	水	退職教職員を送る会
31	木	第3回定例教育委員会 社会教育委員会・公民館運営審議会 退職教職員を送る会